

◆議 事

1、綱 領

大塚書記

立案の主旨として

「これは、本會の行動方針の根底をなす最も重要なものであります。并つ第一段に於いて、船舶司厨部員としての待遇の改善を叫び、第二段に於いて、海上交通労働者全體としての正當なる地位の要求をなし、最後に無産階級解放運動の武器としての、労働組合の抱負を述べたものであります。」

と説明し、原案を朗讀すれば萬場一致可決す。(別項記載)

2、主 張

竹内支部長

提案理由として

「この二十四箇條の主張の中には、自から軽重がありますが、何れも司厨部員としては、適切にして且つ緊急を要するものばかりであります。吾々はこれらの主張を漸次實現せしめるため團結の威力を、合法的手段を通じて勇敢に闘争せなければなりません。」と、二十四箇條に亘り説明朗讀すれば、萬場一致可決。(別項記載)

3、會 則

本部案

大塚書記

「會則は本會の憲法であります。改正の重なる點は、本部と支部の異動、維持會員制の設置、それから各種機關の設置であります。從來の同友會の會則は、や、幹部獨裁に流れやすいものでありますが、これを根本的に改革したもので、大會と在港船代表協議會は決議機關、執行委員會、部門委員會は執行機關船内委員會は監督機關、そして顧問委員會は諮問機關であります。」

と説明し一括審議に入り、

第一條に於いて、「本部を神戸市に、支部を横濱市に置く」

と修正し、他は全部原案通り、萬場一致可決す。(別項記載)

4、宣 言

本部案

大塚書記

「本總會は事實上、本會の再建創立大會に比すべきものである。従つて、吾々は第一段に於いて、本會の歴史を、第二段に於いて現社會の狀勢を、第三、四段に於いて吾等の抱負と希望を宣言すべく、本文を起草したものである。」

とて宣言を朗讀すれば、萬場大拍手して一致可決。(別項記載)

5、會旗作製に關する件

田村君

主 文

復活せる本會々旗を作製すること

理 由